

参考資料

むつ中間貯蔵施設計画の中止を求める主な理由

県民の会が、2025年8月6日付で、リサイクル燃料貯蔵（株）（以下、むつ中間貯蔵施設と言う）が、公表した「使用済核燃料搬入・搬出計画（以下、中長期計画と言う）に関して、青森県知事あてに公開質問状を提出し、それに対する回答を2025年10月7日付で受けた。

また、11月11日に行われた国会議員ヒアリング集会に参加し、国、事業者と質疑応答を実施した。

中長期計画及び知事回答とヒアリング集会を踏まえ、むつ中間貯蔵施設計画の中止を下記の理由により求める。

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」

記

- (1) 東京電力（株）と日本原電（株）は、2025年12月19日に県とむつ市に「事業者間連携」と称して、両電力会社以外の原発からむつ中間貯蔵施設に使用済核燃料を搬入、貯蔵する（実質、共同利用）ことを検討すると表明した。

これは、2005年5月の県議会全員協議会で東京電力（株）社長が約束し、又前年2月に東京電力（株）が県とむつ市に提出した「リサイクル燃料備蓄センター概要」及び同概要を前提とした協定書を守ろうとしない県民に対する背信的行為である。

20年前の約束を守るとしない国及び事業者は、信頼できず、40年から80年後に六ヶ所再処理工場に搬出し、再処理するとの計画が実現される保証はない。

（2020年12月に国と電気事業連合会が他電力会社との共同利用を県とむつ市に説明したが、知事、むつ市長は拒否している）

- (2) 原発老朽化により、むつ中間貯蔵施設から搬出・再処理されず核のゴミとなる可能性が高い。

原発運転可能年数は最長で現在60年であることから、2090年代以降、稼働している原発計画は下記（参考）のように無い。むつ中間貯蔵施設から、使用済核燃料が六ヶ所再処理工場に搬出しても、プルトニウムを利用する原発が稼働していないため、再処理できず、使用済核燃料が、六ヶ所再処理工場かむつ中間貯蔵施設に長期貯蔵され、むつ市か六ヶ所村が実質核のゴミ最終処分地化される不安が募る。

（参考）

【東京電力及び日本原電の原発運転年数】（2025年1月31日時点 資源エネルギー庁資料）

東電柏崎刈羽1号	39年	2号	34年	3号	31年	4号	30年
5号	34年	6号	28年	7号	27年		

東電東通（計画中）

原電東海第二 46年

敦賀2号 37年

【全原発の運転年数】33基

50年以上 1基 40年～49年 5基 30年～39年 18基

20年～29年 6基 15年～19年 3基

計画中 3基 (大間・東電東通・中国島根)

(3) 廃炉等で原発が減少し、中間貯蔵施設が必要ない。

両電力会社の原発は福島原発事故等の廃炉と敦賀2号機の原子力規制委員会の不合格で下記のように減少した。

従って、使用済核燃料の発生量も減少し、2005年は、東京電力が六ヶ所再処理工場に約300トン、むつ中間貯蔵施設に約200トン、日本原電が六ヶ所再処理工場に約50トン、むつ中間貯蔵施設50トン各々搬出をしていたものが、現在は、両社とも全て再処理工場に搬出できる量である。(六ヶ所再処理工場処理能力年間800トンの4割を両電力会社が行う計画)

年 \ 原発	東京電力		日本原電	
	福島	柏崎刈羽	東海	敦賀
2005年	10基	7基	2基	2基
年間使用済核燃料発生量	500トン		100トン	
2025年	0	5基	1基	0
年間使用済核燃料発生量	150トン～200トン、		30トン～40トン	

(4) 2090年代以降の原発運転計画とプルトニウム利用計画が示されず、中長期計画が実現できる保証がなく、中間貯蔵施設から搬出の根拠にならない。

東京電力等が、中長期計画を確実に実現できるとするなら、原発の老朽化の影響を反映した原発計画とプルトニウム利用計画を示すべきで、プルトニウムを利用する原発がなければ再処理できず、それらの計画が中長期計画に無いことから、中長期計画が中間貯蔵施設から搬出される根拠にならない。

(5) 東京電力(株)と日本原電(株)は現在所有しているプルトニウムさえ利用が進まず再処理の必要ない。

東京電力と日本原電が所有しているプルトニウムは13.5トンと5.0トンであるが(原子力事業者)全体で約40トン・電事連、2026年2月発表、現在所有しているプルトニウムの利用計画を東京電力は策定できず、日本原電は計画があっても原発が再稼働できず、プルトニウムの利用は両社とも福島原発事故以前から進んでいない。

今所有しているプルトニウムを利用せず新たに再処理する必要なく、今後原発の老朽化により稼働する原発が少なくなり、使用済核燃料が再処理されない可能性を否定できない。

- (6) 中長期計画では、東京電力（株）と日本原電（株）の原発から2024年度から2050年前半までに2040年代初頭までに1棟目の3,000トン、同時期から2棟目の1,500トンを搬入開始、搬入完了としているが、原発名や使用済核燃料の発生量、搬出時期等を示さず、2棟目の建設時期も示さないのでは、むつ中間貯蔵施設が2棟目も必要との根拠がない。

- (7) 六ヶ所再処理工場への使用済核燃料の搬出の根拠がない。

むつ中間貯蔵施設の1棟目から、六ヶ所再処理工場に、2064年頃から2074年11月までに毎年300トンを搬出し、2棟目からは2080年代中頃から2090年代初頭までに毎年300トン搬出するとの中長期計画である。

しかし、その使用済核燃料をいつ再処理し、取り出したプルトニウムをいつ、どれだけの量を、どこで利用するのかの計画を示さなければ搬出され、再処理される根拠にはならない。

前に指摘したように原発が老朽化し、プルトニウムを利用する原発がなければ、この計画は「絵に描いた餅」で使用済核燃料は再処理されず、核のゴミとなる可能性は否定できない。

- (8) プルトニウムの利用計画と六ヶ所再処理工場の再処理計画を示すべき。

むつ中間貯蔵施設から六ヶ所再処理工場に搬出する計画だけでなく、六ヶ所再処理工場は、東京電力（株）と日本原電（株）だけでなく全国の原発の使用済核燃料を再処理する工場である。

従って2090年代初頭以降も含めて、全国の原発のプルトニウム利用計画と再処理計画の全体計画を示し、むつ中間貯蔵施設からの使用済核燃料が確実に再処理される根拠を示すべきである。

原発の老朽化は全国の原発も同様で、老朽化の影響を反映したプルトニウムの利用計画と再処理計画でなければならない。

- (9) 2090年代以降の再処理工場操業の保障なく、第二再処理工場建設の約束も果たさない。

六ヶ所再処理工場は建設着工して33年経っても本格操業できない安全面で課題の多い工場、同工場が80年先も安全に操業できる保証はない。

また、2005年の中間貯蔵施設立地要請時には、国と東京電力（株）は、六ヶ所再処理工場と別に「第二再処理工場」で再処理するからと説明したにも関わらず、第二再処理工場の計画はない。

また、これまで六ヶ所再処理工場の運転計画は40年と説明しながら、今度は法律で決められた期間がないから、長期間六ヶ所再処理工場を操業するとの国の説明は全く信用できない。

- (10) 再処理しても核のゴミ最終処分場がなければ、再処理で発生した核のゴミが増える。

再処理で発生する核のゴミの最終処分場が青森県外で操業されなければ、核のゴミが六ヶ所

村に増え、貯蔵期間も長くなり、実質最終処分地化される可能性は否定できない。

(11) 国と県が検証せず、黙認は無責任

中長期計画は、県とむつ市の要請及び国の指導により、東電等が策定したものであるが、その内容について、県及び国がチェック、検証し、その内容を県民、むつ市民に公表、説明すべきであるにもかかわらず検証さえしないのでは、本計画を黙認しているのと同様で無責任である。

(12) 知事の「数字的な説明で一定の不安解消につながる」は、県民本位でない。

知事は「数字的な説明があったことは、県民の一定の不安解消につながるものと受け止めている」と回答したが、計画のどの数字が「不安解消」と言えるのか説明すべきだ。

知事の回答は、県民の立場でなく、事業者の計画を「黙認」する事業者寄りの姿勢で容認できない。

(13) 「検討中だから」の理由で根拠を示さないのに知事に報告した目的は、2026年度の搬入のためか、県民の不安と疑念は増えた。

プルトニウム利用計画や原発老朽化の影響の具体的数字とその根拠を求めたのに回答は「複数検討している一つなので、確定的に申し上げられない」「具体的想定がまだ完了していない」「様々な変動要因、不確実性がある中で検討」「最終的な計画の報告は、更なる検討の上で」等で最終報告の日時は未定としている

そういう中途半端な計画を何故、いま報告したのだろうか。県民には、2026年度の間蔵施設への搬入のためのアリバイ作りかとの不安と疑念が増える。

(14) 政策の根拠を「国の基本的方針」「国の重要な政策」等と国に丸投げでは、県民の安全安心は守れない。

2090年代までのプルトニウムの利用計画等の質問に対しては、「国の基本的方針のもとでプルトニウムを自社の責任で利用する考え」と回答し、今後発生する使用済核燃料の再処理の時期については、「原子力開発当初から再処理路線を選択し、国の重要な政策」と回答し、国がやるから、国が言っているから大丈夫との全く根拠のない、国に丸投げの対応では、県民の安全安心と未来を守れない。

(15) 実現しない国の原子力長期計画の歴史を踏まえれば、根拠を示さない中長期計画を信頼できない。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場開始時期や高速増殖炉もんじゅの失敗やプルサーマル計画、原船むつの失敗等、国の重要な多くの原子力政策が実現していない歴史を考えれば、根拠を示さない中長期計画は信頼できない。

(16) 福島原発の計画的な廃炉と福島原発事故炉からむつ中間貯蔵施設への搬入は、中間貯蔵施設

の目的に反する。

施設立地要請時の国及び東京電力の資料には「再処理のため、六ヶ所再処理工場の処理能力を超えた分、中間貯蔵する」とある。

従って、福島原発等の計画的な廃炉等のために中間貯蔵施設への搬入は当初説明に反するとの質問に「使用済核燃料の発生状況は、立地をお願いした時から変化して、その状況変化を踏まえつつ、50年の期限の範囲内で貯蔵し、再処理工場で再処理するので、施設の本質的な意義は変わっていない」との回答である。

これは、国と東電に都合の良い理屈だ。再処理する目的は、原発に使うプルトニウムを取り出すことで、原発が廃炉になれば再処理の必要ない。だから全体のプルトニウム利用計画や再処理計画を求めているのに、それには、「確定したものでない」との知事回答は、県民本位でなく、国、事業者本位の姿勢と対応で容認できない。

(17) 次世代に不安や問題を先送りし、増やしてはならない。

これまで指摘してきた、老朽化原発の運転計画や東電等2社を含む全原発のプルトニウム利用計画、現在貯蔵されている使用済核燃料と今後発生する使用済核燃料の再処理計画等の2090年代以降の計画を東電等は示すべきで、国と県はそれを検証し、国民、県民に説明する責任がある。

中長期計画は、むつ市、六ヶ所村に限らず東通村と大間町を初め、全国の原発立地地域にも関わる問題である。

これを曖昧にすることは次世代に多くの不安と問題を先送りし、増やすことになり、行ってはならない。